なる喧伝をやめること】とあるが、

の実態として交渉の長期化や緊急申し入れをし

各地方における団体交渉

ても交渉日程が定まらず、その一方で会社の施

策に関わる内容には早々に交渉日程を迫る会社の姿

といった事実と異 パワハラや不当労

速やかに団体交渉における話し合いにより解決

一途をたどり、

事実

現実はどうであろうか。例えば、

これまでこの6項目に対し真摯に向き合ってき

私たちは当時の労使議論を踏まえ、



ない事故が起きている現実を会社は私たちにど

を求められ要員不足のなか奮闘している。そ

「安全・健康・ゆとり」ある職場

利益最優先で冷

「融合と連携」

の検

「グループ安全計画202

想定外も想像して安全

DV、「融合と連携」の名のもとに生産性向上

私たちは、

安全第一で施策に真正面から向き

(平成元年9月13日第3種郵便物認可)

2018年3月9日の申15号の団体交渉に

「融合と連携」「経営への参画

18春闘当時「労使共同宣言」を破棄

JR東日本会社がJR東労組に6項目を示

「今後の労使関係の基礎的条件」とし

案内に追われた」などの声が寄せられている。 |報道され、改札口に押しかけてくる旅客への 「事故発生時から少ない情報の中 突如13時運転再開 実際に対

R東労組は8月8日に「職場からの挑戦!仲間 する中で事故の連鎖や相次ぐハラスメント、 と共に団結・連帯を強化し安全で働きやすい職

をなかったことにする会社姿勢は喧伝どころの話では 私たち

が改めて鮮明となった。 そのうえで、「第1の視点 現在の「経営の論理」 職場における実践や教訓点を共有しつつ 剥き出しの会社姿勢 要員不足を背景

! 仲間と共に団結・連帯を強化し、安全で 働きやすい職場を創造するたたかいに決起しよう とあらゆる分断を許さずたたかう」の3つの視 も を確認した。 点を明確にし、 なる成果型・評価型への人事・賃金制度の変更 生涯賃金減額反対!安全を守り抜くために、 員の実践で立ち向かう」「第3の視点 徹な「経営の論理」を貫く経営姿勢に、 をつくり出す」「第2の視点 における過去最大の格差の狙いを明らかにし、 にした諸課題の解決に向け に職場から議論と運動をつくり出していくこと 雇用と利益を守ることを前提に、

三」に基づきJR東労組運動を愚直に進めてき

矢継ぎ早に示される会社施策

私たちは18春闘以降「新生JR東労組運動宣

対しては「新たな施策に対する5本柱」

真正面から向き合っている。

愚かな姿はない。 識の醸成」 れたと勘違いして的外れな行動をとることほど 幻想を与えながら労働者を支配しようとす いつの時代にも存在する。 私たちは労働者である!騙

等々、 様々な施策、 意識変革のも

からたたかいを開始しよう! 本の人間尊重企業としての発展と健全経営をめざして 8・8集会で掲げた3つの視点を据えて、 攻撃をかわすという選択肢はない。その意味で は実践的に労使関係を構築する立場でJR東日 私たちは現実が厳しいからといって沈黙し、 へつらったり、バーターで 職場

申2号「労使間の取扱いに関する協約」の 改訂に関する申し入れ(全25項目)団体交渉終了

更

一・現場第一主義に徹

仲間と共

「労使間の取扱いに関する協約」は、JR東労組が組合活動を行う上で必 要な便宜供与や、団体交渉をはじめとする勤務時間内の組合活動の取り決 めのみならず、労使協議のあり方も定めた非常に重要な協約です。3年毎 の改訂時期を迎え、会社から、組織再編等の会社施策の変化や、実態に即 さない内容の改廃、時代の変化に対応するためであるとして、改訂目的、 内容が示されました。私たちは、不利益変更を認めず、この間の経緯や経

過を踏まえた納得感ある協約の実現をめざして、示された内容について申2 号として組合要求を含む25項目を申し入れ、団体交渉を2日間行いました。 10月1日から運用する「労使間の取扱いに関する協約」について、私た ち自身も協約内容を理解し、申2号の労使議論を組織内で議論していき ましょう。そして、不正や不履行がないように職場から注視していきまし ょう!

【申2号の議論のポイント】

10. 組合員が、統括センターの担務変更において苦情を有する場合の取扱いを明らかにすること。

の申請が可能

11. 統括センターの担務変更における苦情は担務変更の前日までに処理をすることを協約に追記すること。

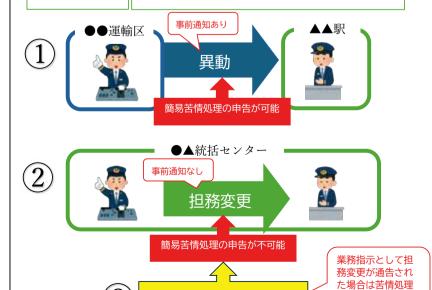
※他の項目については、業務部速報No.8別紙をご参照ください。

【組合】以前は乗務員職場から駅職場への転勤 の場合、簡易苦情処理の申告ができた(①) が、統括センター化により同一職場になった場 合は申告できなくなった(②)。これは不利益

【会社】統括センターは一つの事 業場であり、担務の変更。事前通 知を伴うものではないので、簡易 苦情申告できない。

【組合】苦情が発生 した場合はどうする

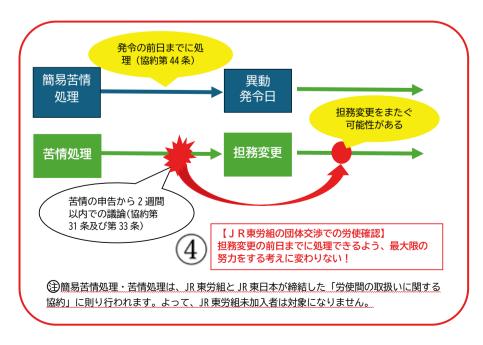
【会社】苦情を有する場合の申告ができないのなら不利益だ が、担務変更は業務指示。業務指示に苦情がある場合、就業 規則の適用で<mark>苦情申告は可能</mark>(③)である。



苦情処理は可能!!

【組合】苦情が申告 された場合、早期解 決が重要である

【会社】疑問等を解消し納得感を持って新たな場所で活躍していただ くのが望ましいというのが会社のスタンスである。担務変更の前日ま <mark>でに処理できればいいが、</mark>期間が短かったり、調整に時間がかかる等 もあり、できないこともある。協約に明文化するのは難しい。とはい え、そこに向けて最大限努力する考えに変わりない(④)。



JR東労組に加入し、担務変更に苦情がある場合、堂々と労使議論を行おう!